

○議長（茅沼隆文）

それでは、日程第10 報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

細部説明を担当課長に求めます。

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、報告第6号を朗読させていただきます。

報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）。

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

平成28年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、1枚おめくりください。

専決処分書でございます。

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成28年2月12日、開成町長、府川裕一。

町は、家屋評価中に外壁を損傷させたことにより請求者に与えた被害の損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償の額、金7万200円。

2、損害賠償の相手方、神奈川県足柄上郡開成町吉田島●●番地、氏名、●●●●でございます。

参考といたしまして、本件の概要でございますが、平成27年10月27日午後、税務窓口課資産税担当職員が新築家屋を評価していたところ、誤って敷地内に設置してあったプロパンガスボンベにつきずき、転倒したプロパンガスボンベが家屋の外壁に接触し損害を与えたものでございます。

なお、この関係につきましては町が加入しております全国町村会総合賠償保障保険が適用となってございまして、2月12日に示談書の提出をいただいているところから専決処分に至ってございます。なお、補償請求額は全額補償されてございます。今後は、細心の注意を払いまして評価業務等を行ってまいりたいと考えてございます。

説明は以上になります。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございますか。

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

最近、専決処分というのが増えているのではないかなというふうに感じているところであります。なるべく事故を起こさないような形の中で業務を徹底していただきたいというふうに、私からも述べさせてもらいます。

また、最近の住宅事情というのは敷地目いっぱいに寄せて建てるという状況もある中で、ましてやプロパンガスがあるところというのは、現地をちょっと見させてもらったら40センチぐらいしかないなという。そこを無理やり入って業務を行うというのも。やはり一歩手前で注意をした中で、やるべきではないのかなというふうに感じているところであります。

一つ、ちょっと聞きたいのは、当然、これは固定資産税評価をするに当たっての調査だと思います。側面の部分、東側になると思うのですが、この部分の調査、何を調査したときにプロパンにつまずいたのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、今のご質問にお答えしたいと思います。

家屋の評価につきましては、家の外回り、あと内側の部分について、仕上げ等を確認させていただくというようなことが主な内容となってございます。その場合に、外回りの例えは外部建具の寸法等を計測いたしまして開口部等を計算してございますが、そういう作業の中の一環で外周を1周ぐるりと回っているときに、たまたま、このプロパンガスボンベが軽かったということもありまして壁側に倒れてしまったというような状況でございます。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

気をつけて業務の執行をしていっていただきたいと思います。

これ、保険で対応するということなのですけれども、保険料に影響が出てくるのかどうか。そこら辺の金額が、掛金が上がるとか。通常で言えば、上がりますよね。そこら辺、ちょっと聞きたいなど。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、保険料のことですので、私のほうからお答えをいたします。

ただいま加入しております全国町村会のほうの保険につきましては、例えば、こういった事故が発生したということで保険料が変動するということはございませんので、一律というふうになっております。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ないようですので、これで報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）の報告を終了いたします。